

情報漏えい賠償責任保険 ～サイバーリスク補償型

商工会議所のスケールメリットを活かした保険料水準！

サイバーセキュリティ特約付帯専門事業者賠償責任保険



事業活動にかかわる
情報漏えいやサイバーリスクに幅広く対応

■加入期間（保険期間）

2023年3月1日午後4時～1年間
以降毎月1日（2024年2月1日まで）午後4時～1年間

■申込締切日

加入期間（保険期間）開始月の前月末日

■保険料口座振替日

原則加入期間（保険期間）開始月の翌々月23日
（金融機関休業日の場合は翌営業日）

商工会議所会員のみ
ご加入いただけます。

最大
68% 割引※

※団体割引20%、割引確認シートによる
割引最大60%を適用した場合

日本商工会議所 情報漏えい賠償責任保険 サイバー攻撃に起因する賠償損害、費用

1

企業を取り巻く環境の変化

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を背景に、企業ではテレワークやWEB会議を積極的に導入するなどし、社会のデジタル化がさらに加速しました。企業を取り巻く環境は大きく変わっています。



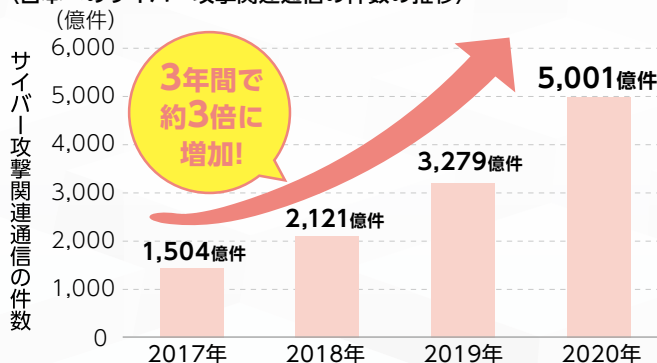
2

急増している企業へのサイバー攻撃

サイバー攻撃のリスクはすべての企業に広がっています。
日本国内のネットワークに向けられたサイバー攻撃関連通信の件数は、2020年は2017年と比べて**約3倍**と、大きく増加しています。

出典:国立研究開発法人情報通信研究機構
「NICTER観測レポート2020」

〈日本へのサイバー攻撃関連通信の件数の推移〉



3

情報漏えいやサイバー攻撃により企業が負うリスク

- お客さま情報の漏えいにより損害賠償請求を受けるリスク
- 自社のシステムがサイバー攻撃により停止したことが原因で、取引先の業務を阻害し、取引先から損害賠償請求を受けるリスク

- 以下の対応のために費用が生じるリスク
- サイバー攻撃の原因や被害範囲の調査
 - 被害者向けコールセンターの設置
 - ウイルス感染したサイトやサーバの閉鎖、ネットワークの遮断



- サイバー攻撃によりシステムがダウン、自社の営業が停止して喪失利益が生じるリスク

～サイバーリスク補償型は、情報漏えいや損害、利益損害を補償する保険です。

4

日本商工会議所 情報漏えい賠償責任保険～サイバーリスク補償型とは？

情報漏えいやサイバー攻撃による事故により企業に生じた
賠償損害をはじめ、事故対応等にかかる**費用損害**や自社の
利益損害を包括的に補償する保険です。



攻撃・侵入

発覚!

初期対応

外部対応

再発防止

情報漏えいやサイバー攻撃を受けた場合の対応例

賠償損害

法的な対応

- 情報漏えいの被害者からなされた損害賠償請求への対応



費用損害

各調査の実施

- サイバー攻撃を受けている可能性があるとの報告を受け、サイバー攻撃の有無を調査
- 情報漏えいやサイバー攻撃が発生した原因や被害の範囲を調査



復旧作業

- サーバ等のコンピュータシステムの修理や消失した電子情報の修復対応



専門家への相談・委託等

- 専門家(弁護士・コンサル会社)への相談



被害者への対応

- 社告、会見による事故に関する状況説明や謝罪
- 被害者への詫言状作成・送付と被害者からのお問合わせコールセンター設置
- 被害者への見舞品としてプリペイドカードを送付



再発防止

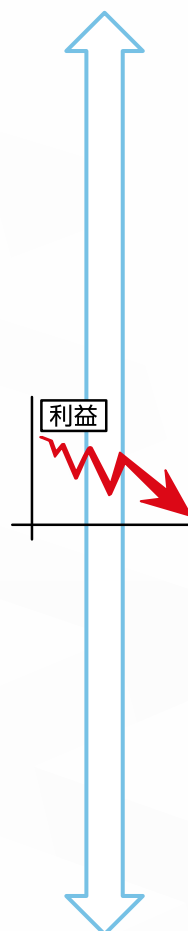
- 再発防止のために、新たにセキュリティ対策を導入



利益損害

ネットワーク構成機器等の機能停止

- ネットワーク構成機器等の機能が停止したことにより、自社の営業が阻害されたため喪失利益が発生



※上記は一例であり、発生した事故により必要な対応は異なります。ご加入プランによっては上記以外にも補償できる費用がありますので詳細は次のページをご覧ください。

補償の全体像

2つのプラン

ベーシックプラン

賠償損害に加えて費用損害も補償

ワイドプラン

賠償損害

対象となる事由

ワイドプラン

ベーシックプラン

- 1 他人の情報の漏えいまたはそのおそれ
- 2 コンピュータシステムの所有、使用または管理に起因する他人の業務阻害等
- 3 サイバー攻撃に起因する他人の身体障害・財物損壊

ワイドプラン

ベーシックプラン

- 1 他人の情報の漏えいまたはそのおそれ
- 2 コンピュータシステムの所有、使用または管理に起因する他人の業務阻害等
- 3 サイバー攻撃に起因する他人の身体障害・財物損壊
- 4 上記1～3を除き、記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃

- 5 上記1～4を除き、記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃のおそれ(対象となる損害はサイバー攻撃調査費用のみ)

費用損害

不測かつ突発的な事由に起因するネットワーク構成機器等の機能の停止

利益損害

ワイドプラン

ベーシックプラン



法律上の損害賠償金
法律上の損害賠償責任に基づく賠償金



争訟費用
損害賠償請求に関する争訟によって生じた費用

ワイドプラン

ベーシックプラン



事故対応費用
事故対応時に要した電話・ファクシミリ等の通信費用、人件費、コールセンター会社への委託費用等



事故原因・被害範囲調査費用
事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全をするための費用



クレジット情報モニタリング費用
クレジット情報の漏えいまたはそのおそれがある場合、その不正使用を監視するために負担するモニタリング費用



公的調査対応費用
公的調査に対応するために要した、通信費用や出張費、法律相談の対価として法律事務所または弁護士に対して支払う費用等



サイバー攻撃調査費用 (対象となる事由は5のみ)

サイバー攻撃の有無を判断することを目的とする調査にかかる費用やネットワークのサービス停止等に必要なかつ有益な費用

オプション

※一部業種にはセットできません。



利益保険金

喪失利益(事故が生じた結果、営業が休止ならば計上することができた営業利益の期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち)

サイバー攻撃全般を含めた幅広い補償

対象となる損害



権利保全行使費用

権利の保全および行使に必要な手続に要した費用



訴訟対応費用

訴訟が提起された場合、訴訟に関する諸費用



広告宣伝活動費用

事故の状況説明または謝罪のための社告、会見等に要した費用等



法律相談費用

事故への対応に関して行う法律相談の対価として、法律事務所または弁護士に対して支払う費用



コンサルティング費用

事故に関して外部の者をコンサルタントに起用した場合の費用



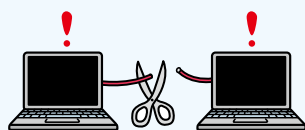
見舞金・見舞品購入費用

事故の被害を受けた者に対する謝罪のための見舞金や見舞品の購入等にかかる費用



コンピュータシステム等 復旧費用

事故によって、コンピュータシステムの損傷または電子情報の消失、改ざん等が発生した場合に要した復旧費用等



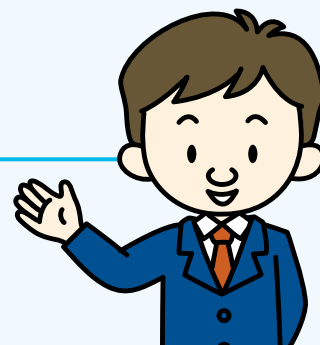
被害拡大防止費用

事故の被害拡大を防止するために負担するネットワークの切断、情報の隔離、サービス停止等に必要かつ有益な費用等



再発防止費用

同様の事故の再発を防止するために負担する必要かつ有益な費用



とした、外部機関に
切断、情報の隔離、

※売上高100億円以下の事業者のみセットできます。

または阻害されたために生じた損失のうち、経常費および事故がなかった額)と収益減少防止費用(売上の減少を防止または軽減するために補償通常要する費用を超える額)



営業継続費用保険金

売上の減少を防止または軽減するために復旧期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える額

各種サービスについて

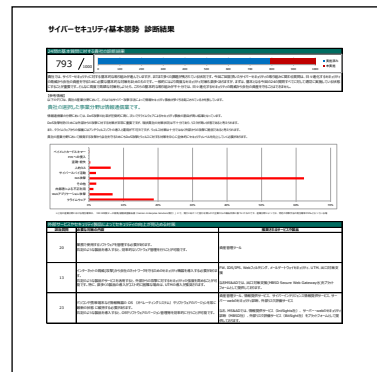
- ・サービスを予告なく変更・中止する場合があります。
- ・サービスの提供には一定の条件がある場合があります。

サイバーセキュリティ基本態勢診断

- この診断サービスでは、主に中小企業の皆さまを対象としたサイバーセキュリティに関する診断を行います。
- セキュリティに関する質問にご回答いただいた後、貴社のセキュリティ対策の評価、業種別傾向値、貴社が取るべき対策などを診断します。

サービスの概要
(1) 質問票をご提供し、貴社に基本情報やサイバーセキュリティに関する設問にご回答いただきます。
(2) いただいた回答をもとに、引受保険会社にて診断結果をご提供します。

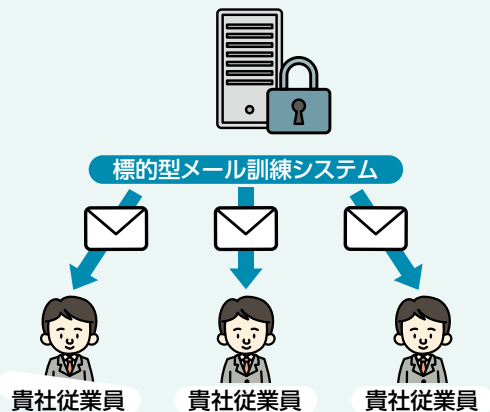
診断結果イメージ



標的型メール訓練サービス

- この訓練サービスでは、標的型メールを模した訓練メールを訓練参加者に送信し、メール本文に記載されているURLのクリック状況を監視し、従業員のURLクリック状況をふまえて、簡易レポートを作成・提出します。
- サイバーセキュリティ基本態勢診断の質問票にご回答いただいた事業者さまへ、診断結果と「標的型メール訓練システム ご利用の手引き」を同封して郵送します。

イメージ



訓練メールの文面(ひな形)のサンプル

【重要】Windowsの脆弱性暫定回避策実施のお願い

昨日、Windowsに極めて深刻な脆弱性が発見されました。
今回の脆弱性は、リモートからPC端末を乗っ取ることができてしまう可能性のあるものです。
現時点ではセキュリティパッチが提供されておりませんが、暫定回避策が公表されておりますので、下記URLの手順に従って各自で至急対策を実施ください。

<暫定回避策手順>

<https://www.xxxxxx.co.jp/yyyyyy/zzz>

このURLを
クリックするかを監視

- このサービスは、貴社専用のID・パスワードを発行し、貴社ご自身で、ID・パスワードを使って専用システムにアクセスしていただき、メール送信先等を設定・実施していただくサービスです。(貴社におかれましては一定の作業が発生します。)
- 貴社メールシステム上、このサービスによる訓練メールが迷惑メールフィルタ等で遮断される場合、個別のシステム対応(ホワイトリスト機能等がある場合には予め訓練メールアドレスを追加等)をお願いする場合があります。(貴社メールシステムによっては、このサービスによる訓練が実施できないことがあります。)

加入セットについて

保険料は事業内容によって異なります。

ワイドプラン(サイバーセキュリティ特約+サイバーセキュリティ拡張補償特約)

サイバー攻撃の調査や自社システムの復旧に関する費用等、幅広い補償となる充実プランです。

＜利益損害補償特約＞加入セット1～4は必須付帯、5(フリーセット)は任意付帯となります。

ベーシックプラン(サイバーセキュリティ特約+プロテクト費用補償特約)

サイバー攻撃による情報漏えいの発生またはそのおそれも補償対象となります。

＜利益損害補償特約＞加入セット1～4は必須付帯、5(フリーセット)は任意付帯となります。

加入セット		1	2	3	4	5
支払限度額	賠償損害	3千万円	5千万円	1億円	3億円	フリーセット
	費用損害	1千万円	2千万円	3千万円	3千万円	
	利益損害	1千万円	1千万円	3千万円	3千万円	
免責金額		なし				

+

IT業務特約 (IT業務も行う事業者向けオプション)

受託計算・データ入力業務、受託ソフトウェア開発業務、インターネット関連業務等のIT業務も行う事業者の場合には、「IT業務特約」をセットすることにより、IT業務の遂行に起因する他人の業務阻害等の損害を補償することが可能になります。

+

営業継続費用補償対象外特約 (オプション)

利益損害補償特約セット時に、ネットワーク停止時に生じる営業継続費用保険金を補償対象外とします。

+

サイバー攻撃補償特約(ベーシックプラン用) (オプション)

ベーシックプランで対象となる事故(他人の情報の漏えい、他人の業務阻害等)の範囲を拡張し、サイバー攻撃全般に生じる調査費用等を補償することが可能になります。

年間保険料例				
業種	年間売上高	加入セット	ベーシックプラン	ワイドプラン
不動産管理業	1億円	1	84,640円	88,600円
自動車小売業	5億円	2	234,900円	274,610円
建設業	10億円	3	353,150円	385,450円
食料品製造業	20億円	4	872,940円	908,260円
受託開発システム業	5億円	5 〈支払限度額〉 ・賠償損害: 1請求・補償期間中1億円 ・費用損害: 1事故・補償期間中3千万円 〈免責金額〉 ・共通: なし	193,420円	288,040円
			【IT業務特約付帯】 1,504,450円	【IT業務特約付帯】 1,622,320円

上記保険料表には、団体割引20%、割引確認シートによる割引30%を適用しています。
実際の保険料は、告知内容、支払限度額などによって異なります。

ご加入の条件等

1 ご加入の対象となる方

商工会議所の会員事業者(個人事業主を含みます。)

原則としてすべての事業者が対象となります。事業者単位でご加入いただく必要があります。事業の一部のみの引受はできません。ただし、右の①～④に該当する事業者等は対象となりませんのでご注意ください。

- ①官公庁、地方公共団体、独立行政法人
- ②株式公開を行っていない消費者向貸金業者
- ③把握可能な最近の会計年度の売上高が1,000億円を超える事業者
- ④「冠婚葬祭互助会」と呼ばれる事業者(割賦販売法(昭和36年7月1日法律第159号)第2条(定義)第6項に定められた「前払式特定取引」を業として行う者)

2 被保険者(保険契約により補償を受けられる方)

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の役員(会社法上の取締役、執行役および監査役、ならびにこれらに準ずる者をいい、退任等によりこれらの地位ではなくなった者を含みます。)。ただし、記名被保険者の役員として行うまたは行った行為に起因して損害を被る場合に限り、被保険者となります。
※利益損害補償特約における被保険者は上記①のみです。
(IT業務特約をセットした場合に限り、次の方も被保険者に含みます。)
- ③ 記名被保険者のすべての販売業者または下請業者。ただし、記名被保険者のIT業務について販売業務または下請業務を行った場合に限りです。
- ④ 上記③に規定する者の役員。ただし、記名被保険者のIT業務について販売業務または下請業務を行った場合に限りです。

3 加入期間(保険期間)

1年間

4 保険料の払込方法

保険料については、一時払のみとさせていただきます。

お支払いは集金代行会社(SMBCファイナンス)による口座振替となり、保険料振替日は原則として加入期間(保険期間)開始月の翌々月23日です。なお、振替日が金融機関の休業日の場合、翌営業日に振替となります。

5 保険適用地域

ご加入いただくプランによって、保険適用地域が異なります。

補償	ベーシックプラン	ワイドプラン
賠償損害	日本国内	全世界 ^(注)
費用損害	日本国内	全世界 ^(注)
利益損害	日本国内	

(注)IT業務の遂行に起因する事故については、保険適用地域は「日本国内」となります。

6 補償の対象となる情報

次のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 個人情報
個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に規定される個人情報をいい、死者の情報を含みます。
- ② 企業情報
特定の事業者に関する情報であり、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報であって、公然と知られていない情報
- ③ 上記①および②を除き、電子データまたは記録媒体に記録された非電子データとして保有される情報

7 告知いただきたい主な事項

ご加入にあたっては、次の事項について告知いただきます。

① 保険料算出の基礎	記名被保険者の把握可能な最近の会計年度(1年間)における売上高 ■新規設立で最近の会計年度(1年間)の売上高等が把握できない場合は、事業計画書等に計画された1年間のすべての売上高の総額を記入してください。 ■保険料確定特約の規定に基づく確定保険料での引受となるため、保険料を算出(確定)するために必要な資料を提出してください。
② 過去の事故について	■現時点から起算して過去3年間に於いて、この保険の対象となる事由の発生または発生が予想される状況の有無。

8 選択いただくプランによりセットされる特約とオプション特約

プランによりセットされる特約は下表のとおりです。プランに応じてセットできる特約が異なりますのでご注意ください。

(◎:自動セットの特約 ○:オプションでセットできる特約 ×:セット不可)

項目	特約名称	ベーシックプラン	ワイドプラン
プランにより セットされる 特約	サイバーセキュリティ特約	◎(全加入に必ずセット)	
	プロテクト費用補償特約	◎	×
	サイバーセキュリティ拡張補償特約	×	◎
オプション 特約	IT業務特約	○	○
	利益損害補償特約	○	○
	営業継続費用補償対象外特約	利益損害補償特約セット時に○	
	サイバー攻撃補償特約(ベーシックプラン用)	○	×

9 支払限度額・免責金額・縮小支払割合の設定

支払限度額および免責金額は下表のとおり設定します。縮小支払割合の変更はできません。

損害	プラン	対象損害・対象費用	支払限度額	免責金額	縮小支払割合
賠償損害	ベーシック	ア.法律上の損害賠償金	賠償損害の基本支払限度額として 1請求・保険期間中につき1,000万円～ 10億円の範囲内で設定します。	「なし」～ 1,000万円の範囲内で 設定します。	なし
		イ.争訟費用			
		ウ.権利保全行使費用			
		エ.訴訟対応費用			
費用損害	ベーシック	オ.事故対応費用	費用損害の基本支払限度額として 1事故・保険期間中につき100万円～ 5億円の範囲内で設定します。 ※賠償損害の支払限度額の外枠でお支払いします。 ※費用損害の基本支払限度額は賠償損害の基本 支払限度額の50%以内で設定します。	「なし」または 10万円のいずれかを 設定します。	なし
		カ.事故原因・被害範囲調査費用			
		キ.広告宣伝活動費用			
		ク.法律相談費用			
		ケ.コンサルティング費用			
		コ.見舞金・見舞品購入費用			
		サ.クレジット情報モニタリング費用			
		シ.公的調査対応費用			
	ワイド	ス.コンピュータシステム等復旧費用	3,000万円 ^(注)		なし
		セ.被害拡大防止費用	セ. および ソ. の費用の合計で3,000万円 ^(注)		90%
		ソ.再発防止費用			80%
		タ.サイバー攻撃調査費用	3,000万円 ^(注)		

(注)費用損害の基本支払限度額の内枠のため、基本支払限度額の設定金額が限度となります。

損害	対象保険金	支払限度額	免責金額	縮小支払割合
利益損害 (オプション特約)	チ.利益保険金	利益損害の支払限度額として1事故・保険 期間中につきチ. および ツ. の合計で1,000 万円～1億円の範囲内で設定します。	なし	なし
	ツ. 営業継続費用保険金	※賠償損害の基本支払限度額以内で設定します。 ※賠償損害および費用損害の支払限度額の外枠 でお支払いします。		

○免責時間が12時間で設定されます。事故が12時間を超えて継続した場合にお支払いします。

保険金のお支払いについて

賠償損害

1 保険金をお支払いする主な場合

次のいずれかの事故に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害に対して、保険金をお支払いします。

プラン／ 特約	対象となる事故
ベーシックプラン	① 他人の情報の漏えいまたはそのおそれ 次のいずれかに該当する情報の漏えいまたはそのおそれ ア. 記名被保険者が自らの業務遂行 ^(注) の過程においてまたはその目的として所有、使用または管理する他人の情報（所有、使用または管理を行わなくなったものを含みます。） イ. 記名被保険者が自らの業務遂行 ^(注) の過程においてまたはその目的として被保険者以外の者に管理を委託した他人の情報（管理を委託しなくなったものを含みます。） (注)業務遂行には、記名被保険者が労働者派遣を業として行う事業者である場合は、記名被保険者から他の事業者へ派遣された労働者による業務遂行を含みます。
	② コンピュータシステムの所有、使用または管理に起因する他人の業務阻害等 上記①を除き、記名被保険者が行うコンピュータシステムの所有、使用もしくは管理または電子情報の提供に起因する次のいずれかに該当する事由 ア. 他人の業務の遂行の全部または一部の休止または阻害 イ. 他人の所有、使用または管理する電子情報の消失または損壊 ウ. 他人の人格権侵害または著作権侵害 エ. その他不測かつ突発的な事由による他人の損失
ワイド	③ サイバー攻撃に起因する他人の身体障害・財物損壊 ア. サイバー攻撃に起因する他人の身体の障害（傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。） イ. サイバー攻撃に起因する他人の財物（財産的価値を有する有体物をいいます。）の滅失、破損、汚損、紛失または盗難
IT業務特約 (オプション)	④ IT業務の遂行に起因する業務阻害等 IT業務の遂行に起因する、次のいずれかに該当する事由 ア. 他人の業務の遂行の全部または一部の休止または阻害 イ. 他人の所有、使用または管理する電子情報の消失または損壊 ウ. 他人の人格権侵害または著作権侵害 エ. その他不測かつ突発的な事由による他人の損失

2 お支払いの対象となる損害

損害の種類	内容
ア. 法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づく賠償金。ただし、税金、罰金、科料、過料、課徴金または懲罰的損害賠償金もしくは倍額賠償金（類似するものを含みます。）の加重された部分および被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金を含みません。
イ. 争訟費用	被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟（訴訟、調停、和解または仲裁等をいいます。）によって生じた費用（被保険者および被保険者の役員または使用人の報酬、賞与または給与等を含みません。）で、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出したものの。
ウ. 権利保全行使費用	他人に損害賠償の請求（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。）をすることができる場合に、その権利の保全および行使に必要な手続に必要なかつ有益であると引受保険会社が認めた費用。
エ. 訴訟対応費用	日本国の裁判所に訴訟が提起された場合に ^(注) 、被保険者が現実に出した次のいずれかに該当する費用（通常要する費用に限りません。）であって、被保険者に対する損害賠償請求訴訟の解決について必要かつ有益と引受保険会社が認めた費用。 ①被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 ②被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費 ③訴訟に関する必要文書作成にかかる費用 ④被保険者または外部の実験機関が事故を再現するための実験に要する費用 ⑤意見書または鑑定書の作成にかかる費用 ⑥増設したコピー機の賃借費用 (注)ワイドプランの場合には保険適用地域が全世界となります。ただし、IT業務の遂行に起因する事故については、保険適用地域は日本国内となります。

○賠償損害に関わる保険金のお支払いにあたっては、加入者証記載の支払限度額・免責金額等が適用されます。詳細は、7～8ページ記載の「ご加入の条件等」をご参照ください。

○賠償損害に関わる保険金のお支払いは、事前に引受保険会社の承認が必要となりますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。

○適用される普通保険約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

費用損害

1 保険金をお支払いする主な場合

次のいずれかに該当する情報セキュリティ事故が発生した場合に、記名被保険者がブランドイメージの回復または失墜防止のために必要かつ有益な措置^(注)を講じることによって被る損害に対して、プロテクト費用保険金をお支払いします。ただし、以下の①・⑤・⑥の情報セキュリティ事故が発生した場合にプロテクト費用保険金を支払うのは、所定の「公表要件」のいずれかによって事故の発生が客観的に明らかになった場合に限りです。

(注) 措置は、記名被保険者が情報セキュリティ事故の発生を知った日に始まり、引受保険会社が事故の通知(遅滞なく書面により通知いただきます。)を受領した日の翌日から起算して一定期間(ベーシックプラン:180日間、ワイドプラン:1年間)が経過するまでに実際に講じられた処置に限りです。

プラン／特約	対象となる事故(情報セキュリティ事故)	対象となる費用
ベーシック ワイド	① 他人の情報の漏えいまたはそのおそれ	☐ ベーシック ワイド 共通 ア. 事故対応費用 イ. 事故原因・被害範囲調査費用 ウ. 広告宣伝活動費用 エ. 法律相談費用 オ. コンサルティング費用 カ. 見舞金・見舞品購入費用 ☐ ワイド のみ キ. クレジット情報モニタリング費用 ク. 公的調査対応費用 ケ. コンピュータシステム等復旧費用 コ. 被害拡大防止費用 サ. 再発防止費用
	② コンピュータシステムの所有、使用または管理に起因する他人の業務阻害等	
	③ サイバー攻撃に起因する他人の身体の障害	
	④ サイバー攻撃に起因する他人の財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難	
	⑤ ①～④および⑦を除き、記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃	
	⑥ ①～⑤および⑦を除き、記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃のおそれ	☐ ワイド のみ シ. サイバー攻撃調査費用
IT業務特約 (オプション)	⑦ IT業務の遂行に起因する業務阻害等	☐ ベーシック 上記ア.～カ. ☐ ワイド 上記ア.～サ.

2 公表要件

引受保険会社がプロテクト費用保険金を支払うのは、次のいずれかによって事故の発生が客観的に明らかになった場合に限りです。

●情報セキュリティ事故の①または⑤の事由が発生した場合

- 公的機関^(注)に対する文書による届出または報告等
- 新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、インターネットまたはこれらに準じる媒体による会見、報道、発表、社告等
- 被害者、被害法人または被害を受けるおそれのある他人に対する詫言状または案内状の送付
- 公的機関^(注)からの通報

●情報セキュリティ事故の⑥の事由が発生した場合

- 公的機関^(注)からの通報
- 記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムのセキュリティの運用管理を委託している会社等からの通報または報告

(注) 公的機関：不正アクセス等の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。

保険金のお支払いについて

費用損害

3 お支払いの対象となる損害

ベーシックプラン・ワイドプラン 共通で対象となる費用

損害の種類	内容
ア. 事故対応費用	情報セキュリティ事故の直接の結果としてまたは情報セキュリティ事故の影響を防止もしくは軽減しようとする被保険者の努力に直接起因して、被保険者が現実に負担する費用であって、次のいずれかに該当する費用（個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合において、被害者に対し、その被害の発生状況等を通知するために直接必要な費用または被害者に対する通知書もしくは詫言状の作成に直接必要な費用を含みます。）。 ①電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用 （文書の作成代および封筒代を含みます。） ②通信業務のコールセンター会社への委託費用 ③事故対応により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分 ④事故対応により生じる出張費および宿泊費 ⑤被保険者以外の者に対して損害賠償請求を提起したことによる争訟費用
イ. 事故原因・被害範囲調査費用	情報セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全をするための費用。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用に限りします。
ウ. 広告宣伝活動費用	情報セキュリティ事故に起因して低下したブランドイメージの回復または失墜防止のための広告宣伝活動に要する費用。ただし、次のいずれかに該当するものに要する費用に限りします。 ①情報セキュリティ事故に関する状況説明または謝罪のための社告、会見等 ②情報セキュリティ事故の再発防止対策または危機管理改善を施した旨の宣伝または広告
エ. 法律相談費用	情報セキュリティ事故への対応に関して行う法律相談の対価として、法律事務所または弁護士に対して支払う費用をいい、個人情報の漏えいまたはそのおそれについて、個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。ただし、法律上の損害賠償を請求することまたは請求されたことに起因する費用を除きます。
オ. コンサルティング費用	情報セキュリティ事故に関して被害者および被保険者以外の者をコンサルタントに起用した場合の費用をいい、個人情報の漏えいまたはそのおそれについて、個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用に限りします。
カ. 見舞金・見舞品購入費用	情報セキュリティ事故の被害を直接に受けた者に対する謝罪のための見舞金にかかる費用または見舞品^(注1)の購入等にかかる費用をいい、見舞金の額および見舞品の相当額^(注2)は被害者1名あたり次の額を限度とします。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用に限りします。 <ベーシックプランの場合> ①被害者が法人の場合 1法人につき50,000円 ②被害者が個人の場合 1名につき1,000円 <ワイドプランの場合> ①被害者が法人の場合 1法人につき50,000円 ②被害者が個人の場合 1名につき1,000円。ただし、10ページ記載の情報セキュリティ事故のうち③の被害者については、100,000円とします。 (注1) 見舞品には、記名被保険者のみで使用可能な商品券、サービス券、割引券、チケット、回数券等は含みません。 (注2) 見舞品の相当額とは、見舞品が保険加入者または記名被保険者が製造または販売する製品、商品、サービス等である場合には、その製造・仕入原価相当額とします。

ワイドプラン で対象となる費用

損害の種類	内容
キ. クレジット情報モニタリング費用	情報が漏えいまたはそのおそれがある被害者のクレジット情報その他の信用に関する情報について、その不正使用を監視するために負担するモニタリング費用をいいます。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用に限りします。
ク. 公的調査対応費用	情報セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対する公的調査が開始された場合に、被保険者がその公的調査に対応するために要する次のいずれかに該当する費用。 ①公的調査への対応に関して行う法律相談の対価として、法律事務所または弁護士に対して支払う費用 ②電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用 （文書の作成代および封筒代を含みます。） ※公的調査 公的機関によりなされる公的な調査、検査または取り調べであって、記名被保険者がこれらに応じることが法的に義務付けられるものをいいます。ただし、監督官庁による定期的な検査または業界全体を対象とする質問、検査もしくは調査は含みません。 ③公的調査への対応により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分 ④公的調査への対応により生じる出張費および宿泊費 ⑤公的調査への対応のため、被保険者以外の者をコンサルタントに起用した場合の費用。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用に限りします。
ケ. コンピュータシステム等復旧費用	情報セキュリティ事故によって、コンピュータシステムの損傷（機能停止等の使用不能を含みます。）または電子情報の消失、改ざんもしくは損壊（暗号化等の使用不能を含みます。）が発生した場合に要する次のいずれかに該当する費用をいいます。ただし、記名被保険者が所有または使用するコンピュータシステムまたは電子情報に関する費用であって、あらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用に限りします。 ①コンピュータシステムのうち、サーバ、コンピュータおよび端末装置等の周辺機器^(注1)ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信回線および配線にかかる復旧費用または再稼働するための点検・調整費用もしくは試運転費用 ②損傷したコンピュータシステムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用^(注2)ならびに代替として一時的に使用する仮設物の設置費用^(注3)および撤去費用 ③消失、改ざんもしくは損壊した電子情報の修復、再製作または再取得費用 (注1) サーバ、コンピュータおよび端末装置等の周辺機器には、携帯電話、PHS等の移動体通信端末機器およびラップトップ型のパソコン、ノート型のパソコン、電子手帳等の携帯型電子事務機器ならびにこれらの付属品を含みません。 (注2) 代替物の賃借費用には、敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を含みません。 (注3) 仮設物の設置費用には、付随する土地の賃借費用を含みます。

損害の種類	内容
コ.被害拡大防止費用	情報セキュリティ事故の被害拡大を防止するために負担する次のいずれかに該当する費用をいいます。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用に限ります。 ①ネットワークの切断、情報の隔離、サービス停止等に必要かつ有益な費用 ②情報セキュリティ事故に関する記名被保険者の風評被害 ^(注) の拡大防止に必要かつ有益な費用 (注)風評被害は、インターネットによるものに限ります。
サ.再発防止費用	同様の情報セキュリティ事故の再発を防止するために負担する必要かつ有益な費用をいい、情報セキュリティ事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用を含み、コンサルティング費用およびコンピュータシステム等復旧費用は含みません。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用に限ります。
シ.サイバー攻撃調査費用	サイバー攻撃の有無を判断することを目的とした、外部機関 ^(注) による調査にかかる費用をいい、ネットワークの切断、情報の隔離、サービス停止等に必要かつ有益な費用を含みます。 (注)外部機関には、記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムのセキュリティの運用管理を委託している者を含みません。

○費用損害に関わる保険金のお支払いにあたっては、加入者証記載の支払限度額・免責金額等が適用されます。詳細は、7～8ページ記載の「ご加入の条件等」をご参照ください。
○一部の費用損害に関わる保険金のお支払いは、事前に引受保険会社の承認が必要となりますので、必ず引受保険会社までお問合わせください。
○適用される普通保険約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

利益損害(営業継続費用損害を含む)

1 保険金をお支払いする主な場合(利益損害)

不測かつ突発的な事由に起因して、ネットワーク構成機器等の機能が停止することによって、被保険者が日本国内において行う営業が休止または阻害されたために生じた利益損失に対して、利益保険金をお支払いします。

2 お支払いの対象となる損害(利益損害)

損害の種類	内容
ア.喪失利益	事故が生じた結果、営業が休止または阻害されたために生じた損失のうち、経常費および事故がなかったならば計上することができた営業利益の額をいいます。
イ.収益減少防止費用	標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するために補償期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える額をいいます。ただし、サイバーセキュリティ特約、プロテクト費用補償特約、サイバー攻撃補償特約(ベーシックプラン用)およびサイバーセキュリティ拡張補償特約で支払われる金額ならびにサイバー攻撃が金銭等 ^(注) の要求を伴う場合において、その金銭等 ^(注) は除きます。 (注)金銭等には、電子マネー、暗号資産(資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)に定める暗号資産をいいます。)、その他これらに類似のものを含みます。

○利益損害に関わる保険金のお支払いにあたっては、加入者証記載の支払限度額・免責金額等が適用されます。
○適用される普通保険約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

3 保険金をお支払いする主な場合(営業継続費用損害)

不測かつ突発的な事由に起因して、ネットワーク構成機器等の機能が停止することによって日本国内において生じた営業継続費用に対して、営業継続費用保険金をお支払いします。

⇒営業継続費用補償対象外特約をセットした場合には補償対象外となります。

4 お支払いの対象となる損害(営業継続費用損害)

損害の種類	内容
ア.営業継続費用	標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するために復旧期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分(以下「追加費用」といいます。))をいい、復旧期間内に支出を免れた費用がある場合はその額を差し引いた額とします。ただし、次に掲げる費用は追加費用に含まないものとします。 ①事故の有無にかかわらず、営業を継続するために支出を要する費用 ②事故が発生したネットワーク構成機器等を事故発生直前の状態に復旧するために要する一切の費用。ただし、この費用のうち、復旧期間を短縮するために復旧期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分は、それによって軽減できた追加費用の額を限度として、追加費用に含めるものとします。 ③一時使用のために取得した物件の復旧期間終了後における時価部分 ④収益減少防止費用として支払われる金額 ⑤サイバーセキュリティ特約、プロテクト費用補償特約、サイバー攻撃補償特約(ベーシックプラン用)およびサイバーセキュリティ拡張補償特約で支払われる金額 ⑥サイバー攻撃が金銭等 ^(注) の要求を伴う場合において、その金銭等 ^(注) (注)金銭等には、電子マネー、暗号資産(資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)に定める暗号資産をいいます。)、その他これらに類似のものを含みます。

○営業継続費用損害に関わる保険金のお支払いにあたっては、加入者証記載の支払限度額・免責金額等が適用されます。
○適用される普通保険約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

保険金のお支払いについて

保険金をお支払いしない主な場合

賠償損害・費用損害共通

次のいずれかの事由に起因する損害

- ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動^(注)、労働争議または騒擾
- ②地震、噴火、洪水または津波
- (注) 暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

次のいずれかの事由または行為によって生じた事故に起因する損害

- ①被保険者の犯罪行為（過失犯を含みません。）
- ②被保険者の故意または重過失による法令違反
- ③被保険者が他人に損失を与えることを認識（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）しながら行った行為 等

次のいずれかの損害賠償請求がなされたことによる損害

- ①他の被保険者からなされた損害賠償請求
- ②この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）場合において、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
- ③この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求
- ④身体の障害に対する損害賠償請求（精神的苦痛を含みません。）。ただし、ワイドプランの場合は、サイバー攻撃に起因する他人の身体の障害に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害に対しては、保険金をお支払いします。
- ⑤被保険者による誹謗または中傷による名誉毀損または人格権侵害に対する損害賠償請求
- ⑥財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難（それらに起因する財物の使用不能損害を含みます。）。に対する損害賠償請求。ただし、ワイドプランの場合は、サイバー攻撃に起因する他人の財物（財産的価値を有する有体物をいいます。）。の滅失、破損、汚損、紛失または盗難に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害に対しては、保険金をお支払いします。
- ⑦特許権、実用新案権、意匠権、商標権またはその他の工業所有権の侵害に対する損害賠償請求 等

次のいずれかに該当する損害

- ①この保険契約が初年度契約である場合において、保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に、事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていた（事故の発生またはそのおそれが生じていたことを知っていたと合理的に推定される場合を含みます。）場合の、その事故に起因する損害
- ②この保険契約が継続契約である場合において、保険契約者または被保険者が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時に、事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていた（事故の発生またはそのおそれが生じていたことを知っていたと合理的に推定される場合を含みます。）場合の、その事故に起因する損害 等

次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害

- ①被保険者が偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱い
- ②国または公共団体の公権力の行使（法令等による規制または要請を含みます。）
- ③被保険者によるサイバー攻撃、マルウェアの作成・意図的配布、ゲリラ活動等の侵害行為 等

次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害

- ①被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された賠償責任
- ②被保険者が支出したと否とを問わず、違約金
- ③採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為
- ④株主代表訴訟
- ⑤企業その他組織の信用毀損、信頼の失墜、ブランドの劣化または風評被害
- ⑥被保険者が支出したと否とを問わず、業務の履行の追完または再履行のために要する費用（追完または再履行のために提供する財物、情報または役務の価格を含みます。）
- ⑦業務の結果の回収、廃棄、検査、修正、交換、やり直し、その他必要な処置のために要した費用 等

コンピュータシステムの所有、使用または管理に起因する他人の業務阻害等について、次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害

- ①販売分析もしくは販売予測または財務分析の過誤
 - ②履行不能または履行遅滞（類似のものを含みます。）。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。
 - ③被保険者が上記に規定する履行不能または履行遅滞（類似のものを含みます。）。を避けることを目的として行った不完全履行（履行不能または履行遅滞を避けることを目的として不完全履行を行ったと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）。
 - ④業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。
 - ⑤人工衛星（人工衛星に搭載された無線設備等の機器を含みます。）。の損壊または故障
 - ⑥被保険者の業務に関する次のいずれかに該当する事由または行為
ア. 業務の対価（販売代金、手数料、報酬等名称を問いません。）。の見積もりまたは返還
イ. 業務の対価の過大請求
ウ. 業務の販売もしくは提供の中止もしくは終了または内容の変更
エ. 業務の価格または内容の誤った記載、説明または宣伝
 - ⑦商品、サービス、仕事等の誤発注。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。
 - ⑧記名被保険者が金融機関^(注)に該当する場合において、次のいずれかに該当する事由または行為
ア. コンピュータシステムにおける資金（電子マネー、その他これらに類似のものを含みます。）。の移動
イ. 預貯金、株式、債券、金融商品、商品先物、為替等の取引
 - ⑨暗号資産（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）に定める暗号資産をいいます。）。の取引
 - ⑩記名被保険者が次のいずれかに該当する場合において、電気、ガス、熱、水道または工業用水道の供給・中継の中断または阻害
ア. 電気事業法（昭和39年法律第170号）に定める電気事業者
イ. ガス事業法（昭和29年法律第51号）に定めるガス事業者
ウ. 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）に定める熱供給事業者
エ. 水道法（昭和32年法律第177号）に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）に定める工業用水道事業者 等
- (注) 金融機関には、次のいずれかに該当する者を含みます。
①決済代行会社（割賦販売法（昭和36年法律第159号）に定めるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者をいいます。）。
②金融商品取引所（暗号資産交換業を含みます。）。
③信用保証協会

コンピュータシステムの所有、使用または管理に起因する他人の業務阻害等について、次のいずれかに該当する事由に起因する損害

- ただし、広告、宣伝、販売促進等のために無償で提供されるコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報に起因する損害を除きます。
⇒以下の3点の免責事由については、IT業務特約をセットした場合には免責事由の適用除外となります。
- ①記名被保険者が行う、他人が使用することを目的としたコンピュータシステム^(注)の所有、使用または管理
 - ②記名被保険者が他人のために開発、作成、構築または販売したコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報
 - ③記名被保険者が製造または販売した商品、サービス等に含まれるコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報 等
- (注) 他人が使用することを目的としたコンピュータシステムには、記名被保険者の業務のために販売代理店、加盟店、下請業者等が使用するものを含み、記名被保険者の商品、サービス等をその顧客に販売または提供するものを含みません。

賠償損害(ワイドプラン)

サイバー攻撃に起因する他人の身体障害・財物損壊について、次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害

- ①被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害
- ②液体、気体(煙、蒸気、じんあい等を含みます。)もしくは固体の排出、流出またはいっ出
- ③直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかの事由
 - ア. 石綿(アスベスト)、石綿製品、石綿繊維または石綿粉塵(以下「石綿等」といいます。)の人体への摂取もしくは吸引
 - イ. 石綿等への曝露による疾病
 - ウ. 石綿等の飛散または拡散
- ④次のいずれかの所有、使用または管理
 - ア. 航空機
 - イ. パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリング、熱気球
 - ウ. 自動車(原動機付自転車を含みます。)。ただし、次のいずれかに該当する自動車を除きます。
 - (ア)販売等を目的として展示されている自動車。ただし、走行している間は自動車とみなします。
 - (イ)出張して行う自動車の修理または整備を目的として一時的に管理している自動車。ただし、走行している間は自動車とみなします。
 - エ. 施設外における船舶または車両(自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力がもっぱら人力であるものを含みません。)。ただし、出張して行う船舶または車両の修理または整備を目的として一時的に管理している場合を除きます。この場合であっても、走行・航行している間は船舶または車両とみなします。
- ⑤被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為
 - ア. 身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検案、診断書・検案書・処方せんの作成・交付等の医療行為、美容整形、医学的堕胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
 - イ. 医薬品の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示。ただし、法令により、医師、歯科医師、獣医師または薬剤師以外の個人が行うことを許されている場合を除きます。
 - ウ. はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。
 - エ. 上記ア. からウ. までに規定する行為のほか、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為
- ⑥テロ行為等(政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯する者がその主義・主張に関して行う暴力的行動その他類似の行為をいいます。)等

費用損害(ベーシックプラン・ワイドプラン)

次のいずれかに該当する費用を負担することによって被る損害

- ①この保険契約およびこの保険契約と重複する他の保険契約の保険料
- ②金利等資金調達に関する費用
- ③記名被保険者の役員および使用人等の報酬または給与。ただし、通常要する額を超える部分は除きます。
- ④記名被保険者が講じる措置に関して、被保険者と被保険者以外の者との間に特別な約定がある場合において、その約定によって通常の措置にかかる費用を超えて要する費用
- ⑤正当な理由がなく、通常の措置にかかる費用を超えて要する費用
- ⑥法律上の損害賠償を請求されたことに関する業務を弁護士に委任することにより生じる費用^(注1)
- ⑦被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- ⑧サイバー攻撃が金銭等^(注2)の要求を伴う場合において、その金銭等^(注2)
- ⑨被保険者に生じた喪失利益
- ⑩税金、罰金、科料、過料、課徴金または制裁金等^(注1)
- (注1) 弁護士に委任することにより生じる費用には、弁護士報酬、訴訟費用、仲裁、和解または調停に要する費用を含みます。
- (注2) 金銭等には、電子マネー、暗号資産(資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)に定める暗号資産をいいます。)、その他これらに類似のものを含みます。

賠償損害・費用損害(IT業務特約)

次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害

- ①被保険者が新たなもしくは改定したIT業務を使用、提供または販売する場合において、通常要するテストを実施していないときに、そのIT業務の欠陥
- ②IT業務がソフトウェアまたはプログラムの使用、提供または販売の場合において、被保険者が新たに使用、提供もしくは販売したまたは改定したIT業務の欠陥によって、次のいずれかの期間内に生じた事故
 - ア. そのIT業務のテスト期間内
 - イ. そのIT業務の試用期間内
- ③IT業務がソフトウェアまたはプログラムの使用、提供もしくは販売の場合において、そのIT業務の顧客と被保険者の間で、そのIT業務に関する時限的な契約^(注)を締結しているときは、その契約^(注)が満了した後の期間またはその契約^(注)がその顧客もしくは被保険者のいずれかにより解除された後の期間に生じた事故
- ④被保険者が支出したと否とを問わず、IT業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の回収、廃棄、検査、修正、交換、やり直し、その他必要な処置のために要した費用
- ⑤直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかの事由
 - ア. 石綿(アスベスト)、石綿製品、石綿繊維または石綿粉塵(以下「石綿等」といいます。)の人体への摂取もしくは吸引
 - イ. 石綿等への曝露による疾病
 - ウ. 石綿等の飛散または拡散
- ⑥被保険者が日本国外においてなされた損害賠償請求による損害等^(注)
- (注) 契約とは、請負契約、売買契約等をいい、類似の契約を含みます。

保険金のお支払いについて

保険金をお支払いしない主な場合

利益損害(営業継続費用損害を含む)

次のいずれかに該当する事由によって生じた利益損失または営業継続費用

- ① 保険契約者、被保険者(保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)(またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② 上記に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)(またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 受取不足または過払い等の事務的または会計的過誤
- ④ 債権の回収不能、有価証券の不渡りまたは為替相場の変動
- ⑤ 被保険者が、顧客または取引先等に対して法律上または契約上負うべき責任を負担すること

次のいずれかに該当する事由によって生じた利益損失または営業継続費用^(注)

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質(使用済燃料を含みます。)(もしくは核燃料物質(使用済燃料を含みます。))によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)(の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ④ 上記以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑤ 国または公共機関による法令等の規制
- ⑥ ネットワーク構成機器等の能力を超える利用または他の利用者による利用の優先。ただし、そのネットワーク構成機器等の能力を超える利用が第三者の故意または加害の意図をもって行われたことを保険契約者または被保険者が立証した場合を除きます。
- ⑦ ネットワーク構成機器等の復旧または営業の継続に対する妨害
- ⑧ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
- ⑨ 賃貸借契約等の契約の失効、解除その他の理由による終了または各種の免許もしくは許諾の失効もしくは停止
- ⑩ 労働争議
- ⑪ 脅迫行為。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。
- ⑫ ネットワーク構成機器等の操作者または監督者等の不在
- ⑬ 政変、国交断絶、経済恐慌、物価騰貴、外国為替市場の混乱または通貨不安
- ⑭ 衛星通信の機能の停止
- ⑮ 電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道または電信・電話の供給・中継(ネットワーク構成機器等によるものを含みません。)(の中断または阻害
- ⑯ テロ行為等(政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯する者がその主義・主張に関して行う暴力的行動その他類似の行為をいいます。)
- ⑰ ネットワーク構成機器等の自然の消耗、劣化(ネットワーク構成機器等の日常の使用もしくは運転に伴う摩耗、消耗、劣化またはボイラスケールを含みます。)(または自然発熱その他これらに類似の事由
- ⑱ ネットワーク構成機器等に対する修理、メンテナンス等の作業
- ⑲ 物的損害。ただし、サイバー攻撃に起因して被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステム(被保険者が所有、使用または管理するデータセンターおよび被保険者が所有、使用または管理するクラウドサービスプロバイダが提供するクラウドサービスを含みません。)(に生じた物的損害を除きます。

(注)これらに該当する事由によって発生した事故(利益保険金または営業継続費用保険金を支払う場合の事故)が拡大して生じた利益損失または営業継続費用、および発生原因がいかなる場合でも事故(利益保険金または営業継続費用保険金を支払う場合の事故)がこれらの事由によって拡大して生じた利益損失または営業継続費用に対しても保険金をお支払いしません。

被保険者が新たなソフトウェアもしくはプログラムを使用した場合または改定したソフトウェアもしくはプログラムを使用した場合の、次のいずれかに該当する事故によって生じた利益損失または営業継続費用

- ① 通常要するテストを実施していないソフトウェアまたはプログラムの欠陥によって生じた事故
- ② 次のいずれかの期間内にソフトウェアまたはプログラムの欠陥によって生じた事故
ア. テスト期間内
イ. 試用期間内
ウ. 正式使用から14日以内

等

※上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

ご留意いただきたいこと

ご加入時にご注意いただきたいこと ～注意喚起情報のほかにご注意いただきたいこと～

- ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 複数の保険会社による共同保険契約となる場合は、それぞれの引受保険会社は引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。なお、共同保険の引受割合(3月1日までに決定)につきましては決定しだい日本商工会議所ホームページにてご案内します。
- 契約取扱者が代理店または引受保険会社の社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または引受保険会社の社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

ご加入後にご注意いただきたいこと ～注意喚起情報のほかにご注意いただきたいこと～

- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- 示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。

特に ご注意 ください

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

損害賠償請求がなされた場合の手続

損害賠償請求がなされた場合の引受保険会社へのご連絡等

- 損害賠償請求がなされた場合、または損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合には、直ちに代理店・扱者または引受保険会社に次の事項をご連絡ください。

- ①損害賠償請求を最初に知った時の状況
- ②申し立てられている行為
- ③原因となる事実

各引受保険会社へのご連絡先は、パンフレットの最終ページに記載されている各引受保険会社のご連絡先をご参照ください。

なお、上記のご連絡をいただいた後に、遅滞なく引受保険会社に書面によりご通知いただく必要があります。

保険金のご請求時にご提出いただく書類

- 被保険者または保険金を受け取るべき方には、下表のうち引受保険会社が求める書類をご提出していただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
1 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
2 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これに類する書類(注) (注) 損害賠償が請求された、または損害賠償の請求がなされるおそれのある状況を最初に知った時の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類
3 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類	
①損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類	売買契約書、購入時の領収書、保険書、被害物の写真・画像データ、修理見積書・請求書・領収書・受領書、調査に関する同意書、全部(個人)事項証明書
②損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償金の支払いを証する書類
③共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	権利移転証(兼)念書
4 被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された争訟費用等が確認できる書類・明細書

ご留意いただきたいこと

損害賠償請求がなされた場合の手続 ～前ページから続き

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
5 その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	
① 保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
② 引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
③ 他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知
④ 保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします(注3)。

(注1) 保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関・損害保険鑑定人など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款および特約でご確認ください。

■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

ご留意いただきたいこと

■保険契約者

この保険は日本商工会議所が保険契約者となる団体契約です。

■ご加入いただける方の範囲

この制度に加入いただけるのは、お申込人・記名被保険者が、商工会議所の会員である場合に限られます。ご加入の際には、商工会議所の会員であることを必ずご確認ください。

申込人と被保険者(保険契約により補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。

■お支払いする賠償保険金の額

被保険者が被害者に対して支払わなければならない賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。したがって、被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、費用損害補償のお支払いの対象となる場合を除き保険金のお支払いの対象とはなりません。

■保険料は口座振替となります。

保険料は一括して貴社ご指定の口座から振替させていただきます。万一振替が不可能の場合は翌月に再度振替の手続きをいたします。なお、翌月の振替ができなかった場合には遡って契約解除となりますのでご注意ください。

■団体割引

団体割引率は、契約時の記名被保険者の人数にしたがって決定されます。募集の結果、団体割引率に変更となる場合は、保険料または支払限度額の増減を行いますのでご了承ください。変更となる場合には、あらかじめ変更後の内容をご案内いたします。

■普通保険約款・特約は日本商工会議所のHPに掲載しています。

リスク区分表

ご加入にあたっては貴社の主業務が下記リスク区分表のいずれに該当するか確認させていただきます。

大リスク区分	中リスク区分	リスク区分コード
農業	農業	10
林業	林業	11
漁業	漁業	12
鉱業	鉱業	13
建設業	建設業	14
製造業	電気機械、電子部品製造	15 ^(※1)
	自動車製造	1A ^(※1)
	化学、鉄鋼、非鉄業	1B ^(※1)
	一般・精密機械器具製造	1C ^(※1)
	なめし革、毛皮製造	1D ^(※1)
	医薬品製造業	16 ^(※1)
	印刷・関連連業	17 ^(※1)
	その他	18
エネルギー業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業	19 ^(※4)
情報通信業	通信業	20 ^(※4)
	放送業	21 ^(※4)
	ソフトウェア業	22 ^(※4)
	情報処理・提供サービス業	23 ^(※4)
	データベースサービス業	24 ^(※4)
	事務代行業	25 ^(※4)
	インターネット付随サービス業	26 ^(※4)
	映像情報制作・配給、音声情報制作業	27
	新聞業、出版業	28
運輸業	鉄道業、道路旅客運送業	29
	道路貨物運送業	30
	水運業	31
	航空運輸業	32
	倉庫業	33
卸売業	飲食料品卸売業、食料・飲料卸売業	34
	その他の卸売業	35
小売業	百貨店、総合スーパー	36 ^(※2)
	繊維・衣服・身の回り品小売業	37 ^(※2)
	飲食料品小売業(酒、食肉、菓子等)	38 ^(※2)
	飲食料品小売業(コンビニエンスストア)	39 ^(※2)
	自動車小売業	40 ^(※2)
	自転車小売業	41 ^(※2)
	通信販売業	42 ^(※4)
	家具・じゅう器、機械器具小売業	43 ^(※2)
	その他(薬局、薬店、調剤薬局等)	44 ^(※2)
	その他(携帯電話販売業)	45 ^(※2)
	その他(新聞販売店、新聞取次店等)	46 ^(※2)
	その他(花屋、書店、古本屋等)	47 ^(※2)
金融・保険業	銀行業	48 ^(※3※4)
	協同組織金融業	49 ^(※3※4)
	農林水産金融業	50 ^(※3※4)
	その他金融機関(クレジットカード会社等)	51 ^(※3※4)
	その他金融機関(質屋)	52 ^(※3※4)
	証券業、商品先物取引業	53 ^(※3※4)
	保険代理店、損害保険調査業	54 ^(※3)
不動産業	不動産取引業	56
	不動産賃貸業・管理業(貸事務所等)	57
	不動産賃貸業・管理業(駐車場業等)	58
	不動産賃貸業・管理業(不動産管理業等)	59

大リスク区分	中リスク区分	リスク区分コード
飲食店、 宿泊業	飲食店	60
	宿泊業(旅館、ホテル、宿屋等)	61
	宿泊業(簡易宿泊所、ベッドハウス等)	62
医療、福祉	医療業等(病院、特定機能病院等)	63
	医療業等(医院、診療所等)	64
	医療業等(あん摩マッサージ指圧師等)	65
	老人福祉・介護事業	66 ^(※4)
	社会福祉	67
教育、 学習支援業	学校教育	68
	教育・学習支援業(博物館、美術館、動物園等)	69
	教育・学習支援業(フィットネスクラブ)	70
	教育・学習支援業(料理学校、洋裁学校等)	71
	教育・学習支援業(学習塾、進学塾、予備校等)	72
	専門サービス業(法律事務所等)	73
	専門サービス業(獣医学等)	74
その他 サービス事業	デザイン・設計・検査業	75
	写真業	76
	写真現像・焼付業	77
	広告制作業	78
	洗濯業	79
	理容・美容業	80
	浴場業	81
	旅行業	82
	冠婚葬祭業(葬儀屋、斎場、結婚式場等)	83
	冠婚葬祭業(結婚相談所、結婚紹介業等)	84
	スポーツ施設提供業(ゴルフ場、テニス練習場等)	85
	スポーツ施設提供業(その他)	86
	遊園地	87
	遊戯場	88
	その他の娯楽業(マリナー業等)	89
	その他の娯楽業(その他)	90
	廃棄物処理業	91
	自動車整備業	92
	機械等修理業	93
	物品賃貸業(総合リース業、レンタカー業等)	94
	物品賃貸業(その他)	95
	広告業、会議場・展示場運営業	96
	労働者派遣業、職業紹介業	97
	警備業	98
	建物サービス業	99
その他	厚生年金基金・企業年金基金	5A ^(※3※4)
	国民年金基金	5B ^(※3※4)
	労働組合	5C ^(※4)
	交通安全協会	5E ^(※4)
	社会福祉協議会	5F ^(※4)
	信用保証協会	5G ^(※3※4)
	青年会議所	5H ^(※4)
	生活協同組合連合会	5K ^(※4)
	生活協同組合	5L ^(※4)
	健康保険組合	5M ^(※4)

(※1) 製造業については1A, 1B, 1C, 1D, 15, 16, 17に該当しない場合は18となります。

(※2) インターネット経由の販売が主業である場合は、42となります。

(※3) 48～54, 5A, 5B, 5Gの場合、IT業務特約はセットできません。

(※4) 19～26, 42, 48～53, 66, 5A～5Mの場合、利益損害補償特約はセットできません。

用語のご説明

企業情報

特定の事業者に関する情報であり、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報であって、公然と知られていない情報

個人情報

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に規定される個人情報をいい、死者の情報を含みます。

コンピュータシステム

情報の処理および通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備ならびにこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものの全部または一部をいい、通信用回線、周辺機器、ソフトウェア、電子データや、クラウド等のサービスにより利用されるものを含みます。

サイバー攻撃

コンピュータシステムへのアクセスまたはコンピュータシステムの処理、使用もしくは操作に関連する不正な行為または犯罪行為を指し、以下のものを含みます。

- ① 正当な使用権限を有さない者による、不正アクセス
- ② コンピュータシステムの機能の停止、障害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為
- ③ マルウェアなどの不正なソフトウェアの送付または第三者にインストールさせる行為
- ④ コンピュータシステムで管理される電子データの改ざんまたは不正に情報を入手する行為

情報

次のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 個人情報
- ② 企業情報
- ③ 上記①および②を除き、電子データまたは記録媒体に記録された非電子データとして保有される情報

措置

情報セキュリティ事故が発生した場合に、記名被保険者が講じるブランドイメージの回復または失墜防止のために必要かつ有益な処置であって、事故解決期間内に実際に講じられた処置をいいます。

電子情報

コンピュータシステムで取り扱われる電子的・光学的に存在する情報および磁気ディスクまたは光ディスク等の外部記憶装置に電子的・光学的に記録されたプログラム、データ等の情報

漏えい

次のいずれかに該当する者以外の者に知られた^(注1)ことをいいます。ただし、保険契約者または被保険者が知らせる意図をもって知らせた場合を除きます。

- ① 本人
- ② 保険契約者
- ③ 記名被保険者
- ④ 上記②および③の者の業務^(注2)の全部またはその一部を受託している者
- ⑤ 上記①から④までの者の役員および使用人等

(注1) 知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

(注2) 業務は、その情報を取り扱う業務に限ります。

引受保険会社、事故時連絡先

(五十音順)

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 ☎0120-985-024
共栄火災海上保険株式会社 ☎0120-044-077
損害保険ジャパン株式会社 ☎0120-727-110

大同火災海上保険株式会社 ☎0120-091-161
東京海上日動火災保険株式会社 ☎0120-720-110
三井住友海上火災保険株式会社(幹事) ☎0120-258-189

〈ご連絡先〉

■募集代理店所属保険会社■

■商工会議所名■

■募集代理店■